

道路を加工するには

道路の加工は、道路法24条に基づく申請が必要となっております。これから必要書類をご案内します。なお、すべて2部必要です！

申請を出す前に

みなさんが申請をお出しになる前には、担当者と相談をお願いいたします。承認できるものであるか、承認を受けるための条件などをまずは担当者がご説明します。

ただ、その時点では「必ず承認できるかを決定するものではありません」ので予めご了承ください。

では、事前協議の資料としては、

- ① 位置図
- ② 簡単な説明図
- ③ 写真(概ね3方向ですが、多い方が良いですね)
が必要です。

事前の協議が終わったら、申請書の提出になります。(協議完了＝許可ではありませんので予めご了承ください。)

この時点では、以下のような書類が必要です。

- ① 申請書の鏡
- ② 位置図
- ③ 実測平面図
- ④ 実測横断面図
- ⑤ 実測縦断面図
- ⑥ 施行面積丈量図
- ⑦ 現況写真
- ⑧ 施工理由書
- ⑨ 工作物設計図
- ⑩ 工事工程表
- ⑪ 同意書・許可書・その他
- ⑫ 交通障害体系図

それでは、一つ一つ見てみましょう。

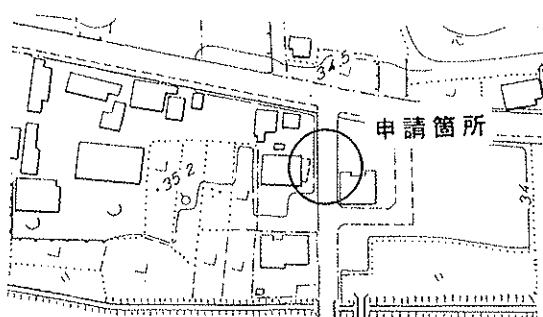
1. 申請書の鏡

- ① 氏名にはフリガナも書いてください。
- ② 担当者の欄には電話番号も書いてください。
- ③ 加工したい箇所の地番を正確に書いてください。
- ④ 工事期間は予定期間でも構いません。

※ただし、施工時期によっては、公共工事の都合で承認に条件が付くこともあります。

2. 位置図

地図に申請箇所を赤で囲み「申請箇所」と朱書きしてください。



3. 4. 実測平面図・実測横断面図

官民境界線を赤の破線で明記してください。実際の道路の幅等を測り、ある程度の精度をもったものにしてください。舗装復旧の構成も示しておきます。(1/50~1/1000)

5. 実測縦断面図

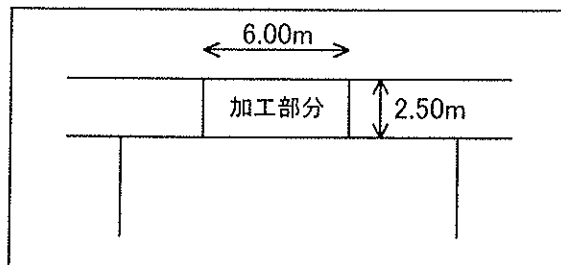
側溝を設置する場合など、ある程度の延長をもった加工時に必要です。

6. 施工面積丈量図

道路区域を加工する面積を示したものです。

具体的には、舗装復旧面積の掘削部分・影響部分を区別しておいてください。

※ 三角測量で可。

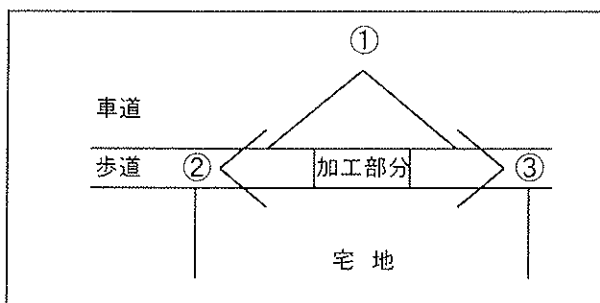


$$\begin{aligned} \text{加工面積} &= 2.50\text{m} * 6.00\text{m} \\ &= 15.00 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

7. 現況写真

写真上に加工位置をおおよそ構いませんので明記してください。(特に舗装範囲)

撮影は3方向(下図の○数字のカメラ位置)からしてください。デジタルカメラは85万画素以上であれば使用できます。なお、インスタントカメラは不可です。



8. 施工理由書

なぜ、道路を加工する必要があるのかを簡潔に記載してください。

様式は決まっていませんし、申請書の空欄に書いても構いませんが書き忘れのないようにしてください。

9. 工作物設計図

側溝のカタログ、集水柵、乗入れ用の橋など、設置するものの設計図です。ただし、現場打ちによるものや「橋」の場合は、別途強度計算書が必要となります。

10. 工事工程表

2・3日で終わるようなものであれば、必要ありませんが、工事が長期に渡るときは添付してください。

11. 同意書・許可書・その他

同意書: 地元自治会長の同意、また用水路に排水等を流入させる場合には水利権者の同意も必要になります。

許可書: 河川法や砂防法など他法令による許可が必要なときに、その許可書(申請書)の写しが必要です。

その他: 誓約書など別途頂く場合があります。

12. 交通障害体系図

全面通行止めや一車線通行にする場合など、車や人の往来に影響を与えるときに必要です。バリケードやガードマン、看板の位置や内容を明示してください。

★申請前には必ず「地図」と「図面」と「写真」で担当者と十分な協議を行ってください。

乗入れ口を作りたい方へ

乗入れ口とは、みなさんの所有地や管理する土地から道路に対しての出入口をいいます。

乗入れ口を設置される方から見ると、間口は広い方がよいと思われるでしょう。事実、間口が広い方が利用しやすいかもしれません。

しかし、道路管理者は間口の数、幅とも必要最小限に制限しています。なぜでしょうか。規制緩和が叫ばれているのに…

乗入れ口は「車が横切る歩道」ともいえます。歩道は不特定多数の方が往来され、いつ何時誰が通るかわかりません。また、自転車も走っています。そのような箇所は内在的に危険を含む箇所といえます。

健常者もそうですが、特に、ご高齢の方、小さいお子さま、足や目の不自由な方が、入ってくる車を素早くよけられるでしょうか。つまり、乗入れ口は、歩行者の安全を制限していることになるのです。

道路管理者としては、道路利用者の安全性を最優先に考えなければなりません。したがって、乗入れ口の制限をしている訳です。

また、平成11年4月1日から「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」が施行されており、通行に支障となる段差や勾配を解消し、誰もが利用しやすい構造とすることとされました。

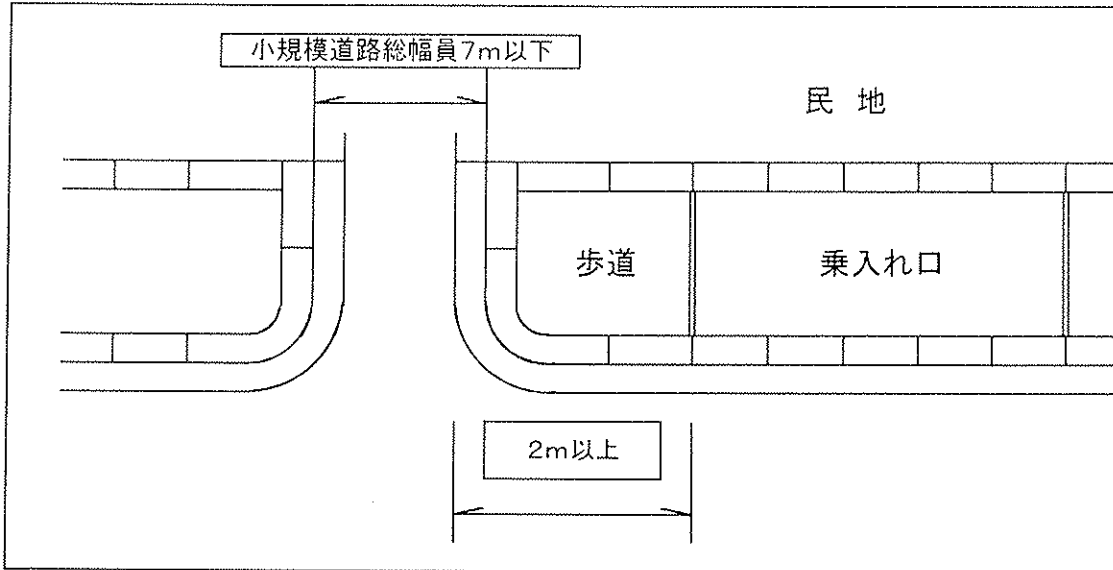
ただし、全く間口ができないという訳ではなく、みなさんの土地の利用形態を以下にある基準に照らし、かつ周りの状況などを考慮の上決定しております。思った以上の制限や舗装が必要となる場合がありますが、予めご了承ください。

●なお、以下の基準はその全てを記載しておりません。実際に申請を出される前には、担当者までご相談をお願いします。

そのために、「道路を加工するには」をご用意しましたので参考にしてください。

道路は、みなさんの共有のものです。安心・安全な形で施工しましょう。

● 総幅員7m以下の道路に隣接する乗入れ口



こんな時どうしましょうか？

★ 植樹があるときは？

植わっている木は、①から④の順番で処理します。

- ①計画している場所に植樹がある場合は、敷地前の歩道内で移設。
- ②近隣の路線で枯れているものがあればそれと植え替え。
- ③植え替える木がなければ、隣接地に移植。
- ④植え替えができない時は、相談のうえ処分。

★ ガードレールがあるときは？

安全のため、袖(巻いている箇所)を付けます。袖から袖までが間口です。

ガードレールの処分は道路管理者側から指示が出ます。

★ 工事の費用は誰が持つの？

道路法24条の道路管理者以外の工事ですので、申請者の負担になります。

★ 申請から許可まではどれくらい期間が掛かるの？

概ね1週間を目安にしてください。(ただし、内容が既に協議済みであり、かつ支障がない場合です。)

★ 申請しないで勝手にするとどうなるの？

道路法違反になります。道路管理者から現状回復の命令が出ることがあり、こうなると元に戻すことになりますから、必ず許可に基づいて施工してください。

乗入れ口ができない箇所

乗入れ口は、原則として以下の①から⑪までの箇所には交通安全上できないものとされています。なお、取り付け位置を最小限にするため、車道中心線(センターライン)に対して直角に設置します。

- ① 横断歩道及び前後5m 以内の部分。
- ② トンネル、洞道等の前後50m 以内の部分。
- ③ バス停留所の中、ただし停留所を表示する表柱または標示板のみの場合は、その位置から10m 以内の箇所。
- ④ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m 以内の部分。
- ⑤ 交差点(総幅員7m 以上の道路の交差する交差点をいう。)及び交差点の側端又は、道路の曲がり角から5m 以内の部分。ただし、T字型交差点の突き当たりの部分を除く。
- ⑥ バス停留帯の部分。
- ⑦ 橋の部分。
- ⑧ 横断歩道柵(ガードパイプ)、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められた場合は除く。
- ⑨ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く。
- ⑩ 踏切の前後の側端から5m以内の部分。
- ⑪ その他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与える恐れのあるところ。

なお、民家等にその家屋所有者の自家用車が入り出す場合であって、自動車の出入りの回数が少なく交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥は適用されないこともあります。

設置箇所数

乗入れ口の設置箇所数は、原則1施設1箇所となっております。

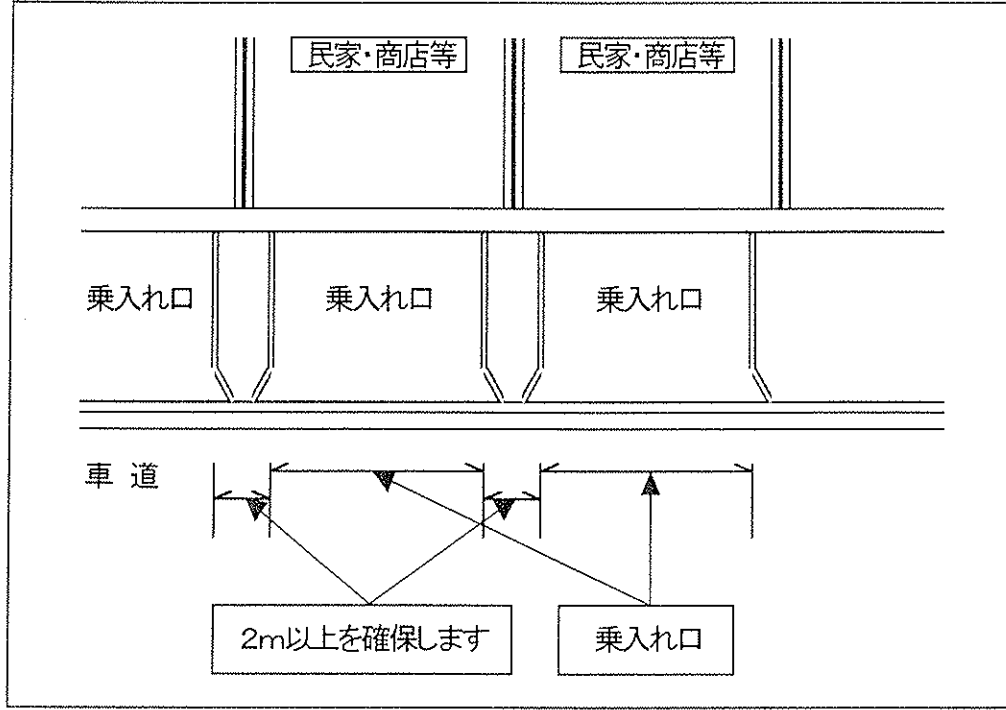
ただし、駐車場など自動車の乗入れが多い箇所については、下表によります。なお、間口が30m未満のガソリンスタンドについては、特例として2箇所まで設置することができます。

間口(L)	設置数
30m未満	1箇所
30m以上～50m未満	2箇所以内
50m以上～100m未満	3箇所以内
100m以上	4箇所以内

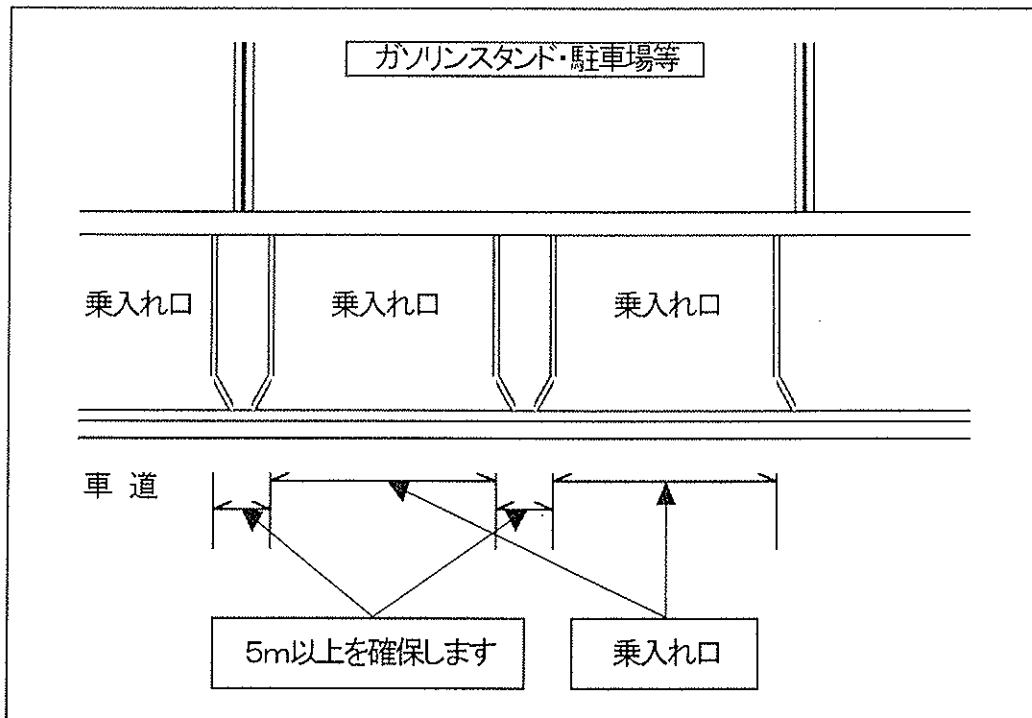
※ここでいう間口は、接道している土地の延長を指します。

乗入れ口の相互の間隔

- 1施設1箇所隣接する場合



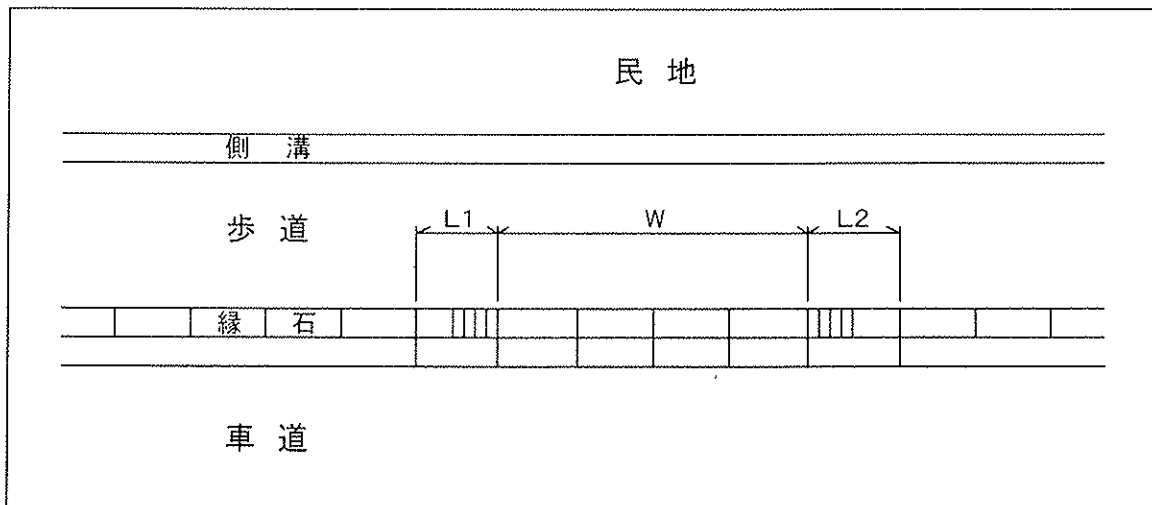
- 1施設2箇所以上設置する場合



※間隔が5m以上確保出来ない理由があるときは協議により決定します。

乗入れ口の設置幅

		道路法47条第1項に規定する 最高限度内の車両			左記最高限度を 超える車両用
		乗用車 小型貨物自動 車用	普通貨物自動車用 (6.5t積以下)	大型・中型貨物自 動車用(6.5t積超)	特殊車両
出入 角度 90度	W	4.0m	8.0m	12.0m	出入りする車両の 諸元に基づき決定 します。ただし、 出入りする車両が 特殊であって、そ の出入りが定常的 であると認められ る場合に限り承認 されます。
	L1	1.0m	1.0m	1.0m	
	L2	1.0m	1.0m	1.0m	
対象 車両 の 最大 諸元	車種	乗用車	貨物自動車 (6.5t積以下)	貨物自動車 (6.5t積超)	
	車長	4.840m	8.620m	10.415m	
	車幅	1.790m	2.300m	2.480m	
	回転半径	5.700m	9.400m	10.300m	
※申請者の都合により乗入れ幅は、上記の値より縮小することができます。					



● アスファルト舗装(主に黒い舗装のこと)

表層	アスファルト(透水性開粒度13)	a1
基層	アスファルト(粗粒度20)	a2
上層路盤	粒調碎石(M30)	b1
下層路盤	切込碎石(RC40)	b2

水はね防止等のための透水性舗装を実施してください。

● セメントコンクリート舗装

	セメントコンクリート	a(1,2)
路盤	粒調碎石(M30)	b(1,2)

原則、既設がコンクリート舗装の場合に適用されます。

● インターロッキング舗装(ブロックでできている舗装のこと)

	インターロッキングブロック	a(1,2)
	砂または空練りモルタル	b(1,2)
	アスファルト安定処理	c
	クラッシャーラン	d

ブロックは透水性構造ブロックにしてください。

★ なぜ、舗装を打ち替えなければならないの？

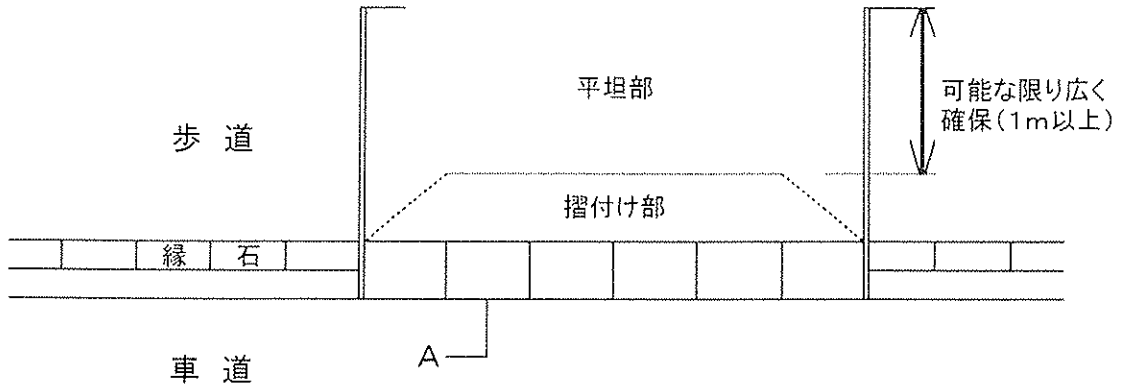
歩道は車道に比べて舗装が薄く(弱く)なっているのをご存知でしょうか。

歩道は一般的にアスファルト舗装3cm、碎石10cmです。これは、人や自転車の往来には十分ですが、車の出入りには構造的には耐えられないのです。そのままですと重みによって歩道に凸凹が出来たり、舗装が割れてきたりはがれたりしますので、乗入れする車に合わせた舗装が必要になります。

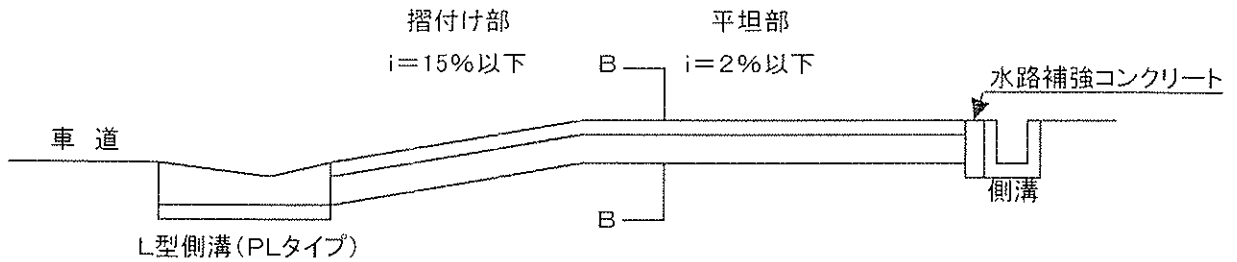
★ 自動車が通るけど、今ある側溝は割れたりしないの？

今ある側溝は自動車の荷重に耐えられない構造になっていますので、側面に補強コンクリート(厚さ10cm)を打って割れるのを防止していただくことになります。

歩道内ですりつける場合



A-A断面



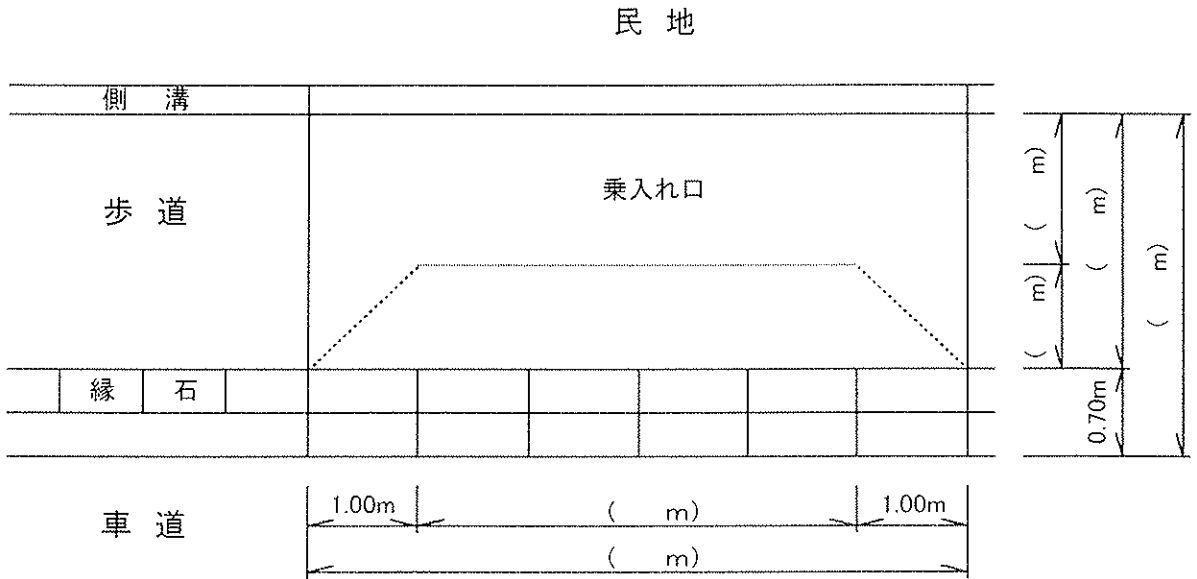
B-B断面

	アスファルト舗装		セメント舗装		インターロッキング舗装	
	大型車用	普通車用	大型車用	普通車用	大型車用	普通車用
a1	5cm	5cm	25cm	20cm	8cm	8cm
a2	5cm	—				
b1	15cm	10cm	25cm	20cm	2cm	2cm
b2	23cm	14cm				
c	—	—	—	—	10cm	10cm
d	—	—	—	—	15cm	10cm

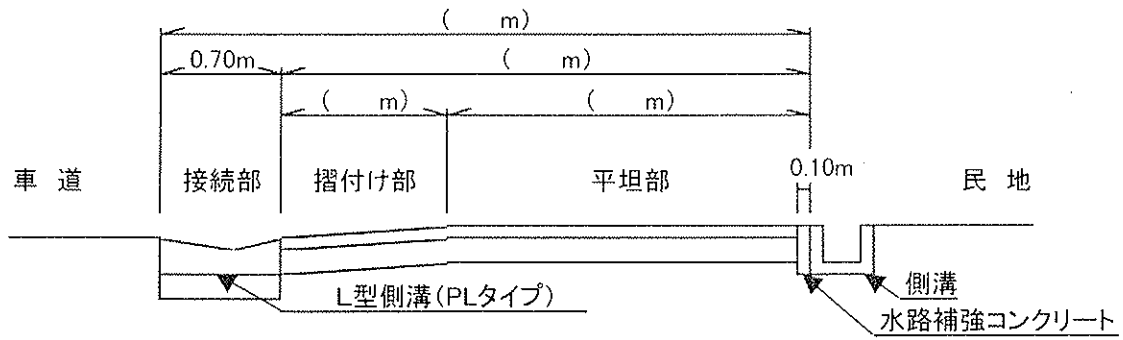
★ 大型車用: 大型車の出入りする箇所及び給油所・駐車場等出入りに頻繁な箇所に用います。

★ 普通車用: 大型車以外の箇所に用います。

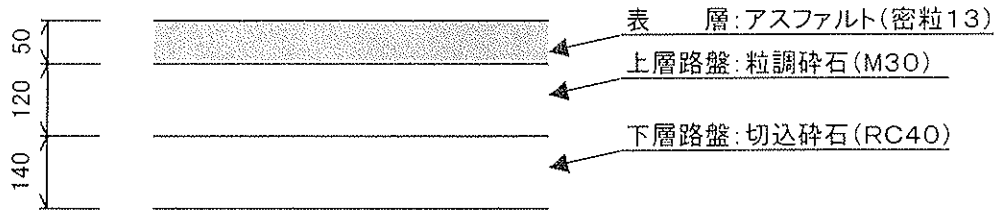
平面図



断面図



車道部舗装構成



道路接続部

